**介護保険サービス・総合事業サービス事業者様へのお願い**

**資料４**

１　Ｒ３．４．１から、地域包括ケア推進課が次のとおり２課に分かれています。

お問合せ等は、内容に応じて下記担当へご連絡ください。

　　　　高齢介護課：高齢福祉係、介護保険係、介護認定係

　　地域包括ケア推進課：地域包括ケア推進係、栃木地域包括支援センター係他

２　要介護・要支援認定、審査会、情報開示について

介護認定係

電話：２１－２２５３

　　　高齢介護課へ

３　その他介護保険に係ることについて

介護保険係

電話：２１－２２５１

　　　高齢介護課へ

高齢福祉係

電話：２１－２２４１

４　紙おむつ、介護手当等について

　　　高齢介護課へ

地域包括ケア推進係

　電話：２１－２２４７

栃木中央包括支援センター係

　電話：２１－２２４５

５　総合事業について

　　　地域包括ケア推進課へ

６　総合相談、要介護・要支援認定の相談、

栃木中央包括支援センター係

　電話：２１－２２４５

又は、各地域・地区包括支援センター

　　介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等

　　地域包括ケア推進課へ

７　制度等の問合せ

近年、事業所から各サービスに関する問合せの内容には、市へ問合せいただく内容、県へ問合せいただく内容等が混在していることから、改めて問合せ先について確認の上、サービスごとの指定権者への問合せをお願いします。

また、問合せの際は、法的根拠や国のQ＆A等を確認のうえ、事業所内で管理者を交えて協議し、その上で判断に迷う場合に、根拠と推測される内容を示したうえで問合せをお願いします。なお、回答まで１週間程度お待ちいただく場合があることをご承知おきください。問合せが増加している中、ご理解ご協力をお願いします。

県　高齢対策課　介護サービス班

電話：０２８－６２３－３１４９

・県指定サービス　県高齢対策課

市　高齢介護課　介護保険係

電話：２１－２２５１

　・市指定サービス　居宅介護支援事業所

　　　　　　　　　　地域密着型サービス

市　地域包括ケア推進課　地域包括ケア推進係

電話：２１－２２４７

・市指定サービス　総合事業

県　国民健康保険団体連合会　介護福祉課

電話　０２８－６４３－５４００

・請求関係　市に確認が必要なもの以外

（請求システムの問合せはお使いのメーカーへ）